

指導要録・調査書と教育評価(上)

新潟県高校教育運動によせて

八木三男

「先生がまちがったことをかいて一生を、将来を決められるなんてガマンできない。私は、内申書を先生と生徒でつくり出す一枚の紙キレにしてゆきたい。だから、内申書開示は必要だと思えます。……わたしは、内申書がキライだ！そしてそれを武器のようにおどしてくる先生も大っきらい！」

これは、森本美樹子さん（高校一年）あての中学生の手紙の一部です。森本さんは、今年の一月、条例にもとづいて本人の内申書の開示を求めましたが、拒否されたため、高槻市教育委員会を相手に裁判で争っています。

教育に重くのしかかっている内申書の問題を教育の本質にかかわって、また、子どもの権利条約、とり分け一六条、二八条と連関して、市民的レベルで研究、討議していくことが求められています。

この問題の基本になるすべての論点を明らかにしている一九八四年のこの論文は、当時の新潟高教組の方針批判という具体的な状況で書かれたものです。新潟県高等学校学習会の機関誌『学習』に発表されたものですが、筆者の了解をえて転載します。（編集部）

目次

―はじめに―

一 指導要録について

- (一) 指導要録とはなにか
- (二) 指導要録の様式、記入要領などの決定権
- (三) 改訂指導要録の特徴
- (四) 「特別活動」について
- (五) 「行動及び性格の記録」について

二 教育評価について

- (一) 教育評価とはなにか
- (二) 教育評価の手順
- (三) 高校における教育評価の特徴(以上本号)

三 調査書について

- (一) 調査書とはなにか
- (二) 入学選抜のための調査書
- (三) 高校入試改革の動向
- (四) 内申書裁判
- (五) 今次調査書の内容

四 新潟高教組「見解」(要録)「指示」(調査書)とその批判

- (一) 高教組の「見解」(要録)
- (二) 調査書「指示」

(三) 「見解」についての批判

(四) 「指示」についての批判

(五) わたくしたちの課題(以上次号)

―はじめに―

一九八二(昭五十七)年施行の高校新指導要領に伴う指導要録は、現高校三年生については、一、二年段階は記入済みであるが、今年七月になって、現三年生の就職用、進学用の調査書の様式が示され、若干の現場の要請もあって、新潟県高教組指導部は調査書の記入方法などについて『指示』を出した。教師あるいは教職員集団の固有の権限である教育評価に関わる記入の方法について、組合が『指示』を出すこと自体が、教育条理に照らして非常に問題が多いだけでなく、その内容についても吟味を要する問題点が多い。

『学習』編集部の要請によって、『指示』の内容を検討した結果、さきに一九八三年一月に高教組指導部が提起した、指導要録の記入方法についての『見解』なるものに同じような理論的な混乱があり、このままでは、新潟県の高校教育運動のみならず、教育そのものに悪い影響を与えかねないと判断せざるを得なかった。

この小稿では、「指導要録」と「調査書」について

の、これまでの基礎的な教育理論の概略を紹介しながら、高教組の『見解』や『指示』をどう考えたらよいかを明らかにしようとした。いままでの戦後の長い高校教育のなかで、「指導要録」や「調査書」についてきわめて経験的にしか処理してこなかったわたくしたちにとって、それらの教育理論をあらためて吟味することは、これからの新編の高校教育運動にとって、教育そのものをとらえ直す意味で、切角の機会になると思った。特に高校教師が、小中学校に比べても、教育評価そのものの、したがって「指導要録」の記入を一種の「雑用」のように考えているふしもあり、わたくし自身の反省もこめて考察してみたものである。参考になれば幸いである。

一 指導要録について

(一) 指導要録とはなにか

指導要録は学校教育法施行規則に「児童等の学習及び健康の状況を記録した原本」(一二条の三)と規定され、二十年間保存を義務づけられている(一五条)もので、いわゆる「学籍簿」である。その後、文部省初中局長通知(昭和四六・二・二七文初一五〇)によって「児童または生徒の学籍ならびに指導の過程および結果の要約を記録し、指導及び外部に対する証明等の

ために役立たせるための原簿」と規定され、指導要録は「指導」のためと「外部に対する証明」のための二つの全く次元の異なる性格を付与されるにいった。そして教育現場では、むしろ後者のための原簿としての意識が強いのが現状である。

まず、「指導」のための機能をみていくと、要録は「平素累加的に記録せられた個々の生徒についての資料や知識を解釈し、その要約を記録するもの」であり、「生徒指導の目的を達成するために利用せられるものであるから」、生徒の進学または転学の際「生徒を受け入れた学校が、その生徒をよく理解することができ、よりよき指導を進めることができる」ものとされる(昭二四・八・二五、初一〇八、初中局長通知)。

周知のように要録は、住民票による生徒・保護者の氏名・住所の他に、保護者の職業、各教科・科目の学習の記録、出欠席の記録、行動及び性格の記録、特別活動の記録など、各学年段階の担任の教師が個々の生徒について具体的な指導のための資料として参考にするものである。

しかし実際には、要録が二十年間保存義務を課せられたり、「外部に対する証明」の原簿になるという性格から、学校が保存する最重要表簿と考えられており、そのために常には学校の金庫に収納され、そのものが

参考の資料にされるよりは、日常的にはそれにかわる類似の補助簿が使われる場合が多い。しかし補助簿も充分に活用されない場合もあるだろう。

また生徒が転学するか、中学校から高等学校その他に進学するかする場合には「調査書その他必要な書類をその生徒の進学しようとする学校の校長」（施行規則第五四条の三）に送付することが義務づけられている。これは同規則一二条の三の小学校の場合の「当該児童等の指導要録（…）の抄本を作成し」て進学先に送付することと対応しており、調査書が内容として指導要録の抄本にあたるものである。この場合の調査書の送付は、基本的には、中学校と高校の継続的な指導を可能にする教育進学保障のための措置である。

したがって要録は、原理的には「生徒の学習と発達保障を基本としつつ、各学校レベルでの指導と学習、教育進路を具体的に保障していくための公的原簿」⁽¹⁾ということになるのである。

では、要録の記載内容をかなり忠実に反映する調査書（Ⅱ内申書）の場合はどうか。いわゆる内申書裁判（後述）などで明らかのように、高校入試において選抜のための資料として活用され、その記載内容によっては生徒の進学希望が絶たれることにもなる。これは要録が「外部に対する証明」原簿として、かえって進

学保障を拒絶する作用をする場合である。現在の高校入試やその改革の動向のなかで、調査書がどのような意味をもっているかについては後述するが、本日に指導要録が指導のためのものとしてのみ作用するためには、高校入試そのものが全廃され、高校間の学力格差などが基本的に克服されなければならない。ただし「外部に対する証明」のうち、結婚のための調査やその他の身上調査のために、個人の秘密や尊厳にかかわる記載事項が公開されてはならないことはいうまでもない。

(二) 指導要録の様式・記入要領などの決定権

(1) 原理としては、決定権は教師の側にある

子どもが学習でどこでつまづき、どこまで目標に到達できたか、あるいはどこまで判らせることができたか、などを検討し、教師が自からの教育活動を点検する行為は、教育評価といわれ、教師と子どもの教育と指導、学習と成長・発達などの相互関係のなかで行われるもっとも教育活動らしい営みである。このような教育評価にかかわる権限は、「教育をつかさどる」（学校教育法第二八条）教師の職務権限の主要な構成要素である。そのコラリリーとして指導要録をはじめ教育評価にかかわる記録類は、その作成過程をはじめその様式・内容・記入要領にいたるまで、本来的には

その決定権は教師・校長など教職員集団の側にあると考えるのが、憲法や教基法に基づく教育理論の到達した結論である（教育評価については後述）。

(2) 学習指導要領とのかかわり

しかし現実には、今次の改訂がそうであるように、指導要録の改訂は学習指導要領の改訂に伴って行われ、要録の様式や内容などが指導要領にしたがって構成される。しかも学習指導要領が法的拘束力があるという行政解釈によって、教師の権限に属する教育評価は、学習指導要領の「目標」という基準に照らして行われるようになっていく。このようにして要録の様式その他が国家の法的拘束の一環に位置づけられてしまうのである。学習指導要領の法的性格はここでは措くとして、現実には、学習指導要領の枠組みを無視して、要録の様式・評価の方法等を教師集団が自主的に決定することは極めて困難になっている。

(3) 行政解釈

要録の様式その他の決定権を教師の側ではなく、当該学校を所管する教育委員会にあるとする文部省の行政解釈を支える根拠は、「地方教育行政の組織及運営に関する法律」第三条第一号（学校管理権）、第四号（生徒の就学、入学、転学、退学に関する権限）、第五号（教育課程、学習指導、生徒指導、就業指導に

関する権限）、第九号（児童の保健、安全、厚生、福利に関する権限）などである。

新潟県教育委員会は「新潟県立学校管理運営に関する規則」第四条「…生徒の指導要録（写及び抄本を含む）の規格、様式及び取扱いは、委員会が別に定める基準によるものとする」と（同規則施行について九の（1）「当分の間、高等学校…では、昭和三十二年度改訂の指導要録及び抄本の規格ならびに様式による。……また指導要録（写及び抄本を含む）の取扱いは、昭和三十二年改訂の『指導要録記入の手引』（一九五七年改訂版）」などに根拠をおくとする。

このような行政解釈の他に、実際上の便宜すなわち指導要録の公簿としての性格の他に「転学の際の指導の継続性を考えると」自治体ごとに「その様式がまちまちであることは好ましくない」（文部省教務研究会編『詳解教務必携』昭五三、ぎょうせい）という論議は一定の説得力をもつであろう。この場合の自治体は市町村教委の権限をさすということだろう。そのために、文部省が要録の様式、記入要領などの参考案を示し、文部大臣の指導・助言権、都道府県教委の市町村教委に対する指導・助言権を媒介に、ほとんど全国的な統一様式によって文部省案が遺憾なく実施されるにいたるのである。

このような便宜を考えただうえでも、高校の場合は、この様式の統一性については少なくとも各都道府県単位でよく、そのために学校教職員を中心とした作成のための研究会をつくり、教育委員会はその様式や記入要領について設定、助言指導、調整等の条件整備の主体になるべきで、決定された内容を公示するにとどまるべきである。これが行政の教育に対する権限の制約など教育の地方自治の本旨に照らした教育条理というものであろう。指導要領による教科内容の統一性から、その「目標」を基準とする教育評価の記録の様式にいたるまでの寸分たがわぬ画一性は、いかにも教育の地方自治の精神を逸脱している。

この点では文部省もいくらか気がひけたらしく、昭和四十六年の改訂案を都道府県教委等に示すにあたって、従来の「通達」にかわって「通知」という形式をとるようになった。それは「通達」とすると厳格な拘束を有するかのような感じを与えるので、主たる目的が参考案を示すにあるならば、むしろ「通知」とした方がよいということであった⁽²⁾。

たとえば、高校入試の改善等についての文部省の通知は、各地方自治体によって正確にうけとめられ、各都道府県ごとにかなり独自の入試の方法がとられている。それに対して要録等の様式はもっと自由でよいと

思われるが、実態はいままで述べてきたとおりである。また高校教育労働運動も、特に教師の教育評価権に対する認識が希薄なので、要録についての基礎的な研究を欠き、そのために要録の様式、記入要領について県教委と話し合い交渉する習慣をあまりもっていない。これも後述するが、基本的には、高校現場の教育評価についての実践が小中学校に比べて極めて立ち遅れていることの反映である。

(3) 改訂指導要録の特徴

文部省の「指導要録」及びさきの改訂教育課程作成者(＝協力者)を主力にした奥田真丈他編『高校新指導要録の解説と記入例』(明治図書、一九八二年)などを主に参考にして、今次改訂要録の特徴の概要を示せば、以下のである。

(1) 要録の「証明原簿」的機能と「指導記録」的機能のうち、後者の機能を積極的に考えようというのが趣旨であるとされる。証明原簿に必要な内容を「二ページに集約し、比較的多面的に指導上の事項を記入する「特記事項」欄を三ページにし、記入スペースを広げた。

(2) 「各教科・科目の学習の記録」欄に、学年毎に記入する「所見」欄を設けたこと。この所見欄は「生徒個人について認められた各教科・科目の学習における

特徴や特記すべき事項についての総合的所見」というのが文部省の説明である。その記入事項例は以下のことが考えられるとしている。

①学習に対する努力・学習態度等の生徒の日常の学習状況に関すること。

②当該学年において、その当初と学年末とを比較し、総合的にみて学習の進歩が著しい各教科・科目がある場合、その状況に関すること。

③生徒の体力の状況及び学習に影響を及ぼすような生徒の健康状況に関すること。

④心身の障害のある生徒について、特別の配慮を行った場合、その状況に関すること。したがってこの所見欄は、記入の原則を他人と比較したものではなく、生徒個人のもつ内部の諸特性の間の差異に注目して評価する、いわゆる個人内評価とする、としていることである。

この学力評価としての個人内評価については、教科外活動や態度の評価などと異なる学力評価、つまり絶対的基準を定めることのできる学力評価とを混同し、無媒介に結びつけようとしている、という批判があり得る^③。特に戦後の教育評価の重要な成果としての学習到達目標の学習度についての評価をあいまいにする危険性があるということである。小・中学校の場合、

この批判の観点は強調されてよく、高校においても現実に存在する学力差をどのように克服するかなどの実践的な観点がうずめる可能性もあろう。

(3)「特別活動」の重視

ホームルーム、生徒会、クラブ活動、学校行事等における生徒の活動状況を評価の観点(1、活動の意欲、2、集団への寄与)に従って、いずれかに○印をつけて評定する(この項については後述)。

(4)「行動及び性格の記録」

これは各教科、科目、特別活動その他学校生活全般にわたる生徒個人の特徴について記すとあり、特に必要があれば項目を追加して、その学校・地域の特有の評価の観点たとえば校風等を追加して記入することになっているが、実際の要録には項目の追加欄がなく、批判の対象にされている。

特に指導要領のなかで強調された「勤労意欲」「社会性」などが新しく項目として登場してきていることは注目してよい。これは指導要領の内容のイデオロギー的側面を示している(後述)。

また評価方法は、基本的には個人内評価としており、就職用調査書には、その旨注記がある。学校によっては行動及び性格的特性を④⑤の割合を設けて配分するなどの方法をとっている場合もあるが、それは個人内

評価としてとりあつかうべきであろう。

(5) 「特記事項」

これは新たに高校の要録に設けられたものである。文部省の記入の観点は以下のものである。

①部活動や課題研究や奉仕活動（学校生活外の顕著な諸活動）

②指導上留意すべき生徒の健康状況及び配慮事項

③生徒の家庭環境等の指導上特に必要な事項

④生育歴及び教育関係の略歴で指導上特に参考となる事項

(四)特別活動について

特別活動すなわちホームルーム、生徒会活動、クラブ活動、学校行事等は元来組織的集団的な活動であり、その中心は生徒による自治活動である。それは一般に民主的な手続を経た集団的な討議を前提にしている。またクラブ活動は教科の授業で培われた興味や関心を組織的集団的な場で、自主的に発展させようとするものである。

このような内容の特別活動を領域化しようというところに文部省の無理があると思われる。教育課程の日課表のなかに必修クラブのように「授業」として確保（授業日数が適切に確保されるように）（人指導要領）しようとする。しかも出席をとり、評定をしなければ

ならないところに、生徒の自治活動に対する文部省の無理解がある。しかも評定の「活動意欲」や「集団への寄与」に○印を付すなどは、単純化、図式化の無理とともに、生徒の自治活動を評定することによる管理的統制の意図も読みとれる。

(五)「行動及び性格の記録」について

この欄の性格の特徴を示す項目のうち、今回消滅したものは「寛容」「協調性」「指導性」「根気強さ」、加えられた項目は「向上心」「勤労意欲」「社会性」である。

その他「基本的な生活態度」「自主性」「創造性」「情緒の安定」「責任感」「公正」「公共心」などは行動及び性格の特徴を示す項目であるとしても、憲法や教基法に規定され、歴史的にも国際的にも確認され、教育によって達成されるべき諸価値、たとえば子どもの人権感覚、人間の尊厳、民主主義、社会正義、真理への能動的な姿勢。自主的な批判精神などを欠き、それらに対する無関心、無感覚を、さきの項目の羅列は示すだろう。さらに「勤労意欲」が唐突に出現するのは、他の項目に比しても、きわだって具体的に生々しい感じをあたえる。現在の受験競争の学校教育のなかで、労働についての系統的な学習や指導の場がなく、瑣末な知識の集積に追われ。大田堯の言葉をかりれば、

社会的な労働の場で「子どもたちの役割分担がなく、出番がない」状況のなかで、社会的労働についての学校教育が真剣に考えねばならない問題が多いことは明らかである。高校現場では、通常労働といっても掃除や草とりなどがあるだけで労働を通じて社会的協同の意識が組織的系統的に培われてはいない。しかし今回登場の「勤労意欲」などは、財界などの自からの直接的利害とからんだ通俗的な社会規範の項目にすぎない。高校現場がこの「勤労意欲」の評定を躊躇する気持ちは理解できる。

以上のようなことを措いても、一般に生徒の特性・性格をも、④や就職用調査書のABCのように数量化してしまうのは、特定の道徳的価値による人格の管理化といえるだけでなく、どのみち数量化された人格の「プロフィール」は必然的に不完全なものであり、心的人格の複雑な深い構造的法則は示していない^④としなければならない。

二 教育評価について

(一) 教育評価とはなにか

教育評価については、わたくしはすでに要録の様式等の決定権とかかわって、教師が自からの教育活動を点検する行為と述べたが、神田修は、教育評価は「こ

れなくしては教育活動じたいが成立し得ないほどのものである^⑤としている。

続有恒は教育評価と評定を区別して次のようにいった。評定は教育評価の重要な一部である。

評定は「単に子ども学習の結果を数量化するにとどまらず、客観的に要請された教育的尺度との関係で、信頼性と客観性、妥当性をもった測定用具（学力テスト、パーソナリティテスト等）により、また一定の手続によって観察者たる第三者の立場から行われる」、この場合第三者を教師とおきかえれば理解できるであろう。

教育評価は「実践者としての教師が自からの目標そのものを実現する過程において生徒の側からのフィードバックを考慮しながら、自からの働きかけの方向を調整し、修正する機能をもつ^⑥ものとしている。

このように教育評価は、単に子ども能力を判断するだけでなく、教師自らが自身の教育的働きかけが有効であったかどうかを判断し、その後の方向づけを吟味することだというのである。教育評価は「教師自身の実践の自己点検であり、他方では生徒自身の学習の自己点検」であり、「教育評価の行為の自覚化の過程は裏をかえせば教育実践それ自体の自覚化の過程」ということになるのである。

しかしこのような教育評価は、現在では個々の教師の教育的な営みにとどまることはできない。現代の学校教育は、教師をはじめ事務その他の異なった職種の間、ゆるゆる教職員の集団的な営みあるいは総合労働として行われ、目的的な教育活動としても、自治的集団的な教育責任をはたす仕組みになっている。したがって教師と子どもとの個人的な教育評価の関係だけでなく、そのなかに組織性が求められる。教育評価は「子どもの学習・発達の権利を自主的かつ自治的に保障すべき」「個人的集団的な教育専門活動の一環」⁽⁴⁾なのである。

かくして、教育評価はわたくしたちの教育活動の成立要件なのであり、父母、国民に直接責任をはたすための議ることのできない、特に教職員集団の固有の権限なのである。

(二) 教育評価の手順

奥田真丈他編の前掲書は、指導要録の実務に関連して、評価の手順を次のように提起している。以下は常識に属するが、それでもわれわれが組織的にはなかなか果せないでいることなのである。

(1) 日常的な記録の累積

たとえば、授業について、できるだけ自由に記入しながら「原則として1単元ごとに作成し、指導目標、内容、方法に即して、個々の生徒やグループあるいは

学級全体がどのような成果をあげ、どこまで到達したかを記録する。」これを「累積することによって、生徒の学習活動を記録し授業の改善に役立てようとするもの」

(2) 教師の協力による評価

「他の教科での学習状況や特別活動の様子などについて、全く情報をもっていないために」評価が「主観的で妥当性を欠く場合が多い」

(3) 評価を中心とする会議の必要

「ホームルーム担任だけでなく、より多くの教師から多面的な資料を得て総合的に判断し評価する。」そのため各教科や特別活動の担当者による協議の機会が必要になろう。

(4) 補助簿の作成と活用

補助簿、指導ノート、個人票、これは「えんぴつ書きの指導メモ」として積極的に利用できる。

(5) 各教科等の評価の充実

各教科、クラブの担当者がどのように生徒を評価し、その結果をホームルーム担任に資料を提供するか、その方法の吟味が必要である。このあと、各教科についての評定の資料と手順の解説がある。

③高校における教育評価の特徴⑨

(1)教育評価難用論

教育評価を中間テスト、期末テスト後の機械的な事務労働としての難用としてみるケースである。評価の仕事は期末テストの評定、通知表の記載と通信、指導要録の記入の際に思い出されるにすぎない。生徒のつまづきを発見したり、生徒自身が自からの学習活動の誤りを発見することを援助する等の実践的な発想は高校教師にはあまりない。

(2)学力テストによって生徒の成績を評定し、ランクづける行為が、評価だとする考え方。

新潟県もそうだが、高校は受験学力による薄い輪切り状の学校格差があり、高校教育共通の国民的教養の基礎が何であるかなどは不明確で、そのような研究的実践的成果もあまりない。進学高校では、大学進学力がある種の基準になるという状況で、学力の到達目標は、普遍性をもちにくい。

(3)大学入試合格の可能性や就職等の社会的成功度を予測する資料としての教育評価。企業要求に応じる多様化、細分化された職業に対する「能力」や「適性」の発見等がせいぜいといった状況。

(4)能力管理の手段としての評価

そんなことでは就職に不利、推薦できない等のおど

しにつかわれる場合もあり得る。

(5)このようにして、教育評価は集団化しにくく、成功していない。

(6)では当面どのような教育評価についての実践課題が考えられるか。

①さきの奥田他編の前掲書が提起する課題は、システムとしては最低限のものとして集団的に確認する必要がある。

②ホームルーム担任の要請によって各教科、科目やクラブ担当者が集って評価の問題で協議するシステムがあってもよいだろう。

③各教科、科目、クラブ活動担当者が日常的に資料を提供するシステムの確立。報告用紙等も含めて制度化する必要、ともかく学級担任にしらせる習慣。

④学年集団でよく話し合わせ、評価の観点の教育的深化がなされる必要。

(やぎ みつお) いがた県民教育研究所所長

※(註)は次号に一括掲載します。